

平成30年度から介護保険料が変わります

津別町では、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。第7期（平成30年度から平成32年度）の3年間、介護保険が健全に運営できるよう介護保険料の改定を行ないます。

基準額が月額 4,440 円（年額 53,200 円）になります ※100円未満切捨て

第7期（平成30年度から平成32年度）の基準額が月額4,440円に改定となります。第6期（平成27年度から平成29年度）の月額3,800円と比較すると、月額640円の増額となります。

基準額の決め方：介護サービスの総給付費 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 65歳以上の方の人数 = 基準額

この基準額を基に、世帯の所得によって保険料が決まります。第7期の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	新保険料 (年額)	旧保険料
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.50	26,600円	22,800円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	↓負担軽減適用 基準額×0.45	↓ 23,900円	↓ 20,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.65	34,600円	28,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	39,900円	34,200円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	47,900円	41,000円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額	53,200円	45,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	63,900円	54,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	69,200円	59,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	79,900円	68,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	基準額 × 1.70	90,500円	77,500円

《保険料上昇の主な理由》

- ① 高齢化に伴う介護サービス利用（人数・回数等）の増加＝介護給付費の増加
 - ② ①の給付費のうち第1号被保険者が負担する割合が増加（高齢者人口の増加に伴い22%から23%に改定）
- ※第7期の介護保険料の設定においては、保険料の上昇を少しでも抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し、基準額を月額430円引き下げました（第6期の引き下げ額は429円でした）。

介護保険料の上昇を抑えるために！

2025年には、団塊世代の方が75歳を迎え、高齢者人口のピークを迎えると全国的に言われていますが、高齢者人口だけでみまますと津別町はすでにピークを迎えています。今後は、介護状態になりやすい75歳以上の割合が高くなっていくことが予測されています。介護サービス費が増加すると、介護保険料が上昇していく一方です。介護保険料の上昇を抑えるために、

- ①一人でも多くの方が介護予防に取り組んでいただく必要があります。
- ②介護予防は健康であること。
- ③適度な軽運動とバランスの良い食事を取りましょう（町内で実施されている運動教室もあります）。日々のお散歩やお友達との集まりも立派な介護予防です。ぜひ、みなさんで取り組んでいきましょう！



問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当⑫番窓口 ☎ 76 - 2151（内線 230）

議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。

町のホームページにアクセスしてご覧ください。

<津別町ホームページ>

<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

※トップページ左側のボタン

議会インターネット中継をクリック

問い合わせ先

議会事務局 ☎76-2151(内線266)

ランプの宿森つべつ入浴
優待券配布場所について

対象者
全町民（3歳以下は無料）

交付場所
・4月中は、町民懇談室（議会事堂1階）で行います。
・5月1日（火）～2日（水）は、福祉担当⑩番窓口で行います。
・5月7日（月）以降は、戸籍担当⑧番窓口で行います。

交付に必要なもの
印鑑（持参忘れの場合は、交付できません）

交付枚数
大人（中学生以上）、小人

（4歳から小学生まで）各5枚交付

割引額
・大人 300円の割引【通常600円】
・小人 150円の割引【通常250円】

※世帯員であれば、どなたでもけっこうです。
※ご親戚・親子・ご近所等の方に頼まれ交付にいられた方は、その方の印鑑が必要です（印鑑を持参忘れの場合は、交付できません）。

問い合わせ先
産業振興課
商工観光グループ
☎76-2151
（内線258）

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

●平成30年度の保険料率改定について
平成30年3月分（5月1日納付期限分）より健康保険料率は10・25%（プラス0・03%）、介護保険料率は1・57%（マイナス0・08%）となります。健康保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

●平成30年度「協会けんぽ健診」のご案内
協会けんぽ北海道支部では、年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。35歳～74歳の被保険者（ご本人）さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳～74歳の被扶養者（ご家族）さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と、二つの健診をご用意しております。生活習慣の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう！

問い合わせ先
全国健康保険協会北海道支部
☎011-726-0352

水質検査計画の公表について

みなさんに水道水を安全に飲んでいただくため、水道法に基づく水質検査を毎月行っています。

その検査項目や検査頻度を記載した「水質検査計画」の閲覧を下記により行っています。閲覧はいつでもできますのでご覧ください。

《閲覧場所》
建設課（2階②番窓口）

※町のホームページもご覧ください。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp>

問い合わせ先

建設課水道グループ

☎76-2151（内線253）

《平成30年度自衛官等募集》

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
予備自衛官補	一般	4月6日（金）	4月14日（土）～18日（水）の内1日 帯広・美幌・釧路
	技能		
幹部候補生	一般	3月1日（木）	5月12日（土）・13日（日） 帯広・美幌・釧路
	歯科薬剤師		

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎0157-23-6826
募集コールセンター(受付時間:12時～20時)
フリーダイヤル ☎0120-063-792
ナビダイヤル ☎0570-045-818(携帯電話)